

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年8月1日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 早川 浩徳

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 高島市商工会
代 表 者 会長 福田 久司
所 在 地 高島市安曇川町田中89番地
所管部局 高島市商工観光部商工振興課

第2 監査期間

令和6年5月21日から令和6年6月26日まで（監査の実施日：令和6年6月11日）

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和4年度および令和5年度において執行した指定管理および市補助金に係る出納その他関連した事務

第4 監査の主な着眼点

1 公の施設の指定管理者監査

（1） 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

（2） 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。また、利用料金の収納は適正に行われ、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

2 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

第5 監査の方法

財政援助および指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

1 事業目的（高島市商工会定款より）

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 組織

会長 1名 副会長 2名 理事 19名 監事 2名
事務局 21名

3 事業の概要（高島市商工会定款より）

- ①商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ②商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑥商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ⑦滋賀県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事務の業務を行うこと。
- ⑧商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑨商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ⑩行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑪社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑫商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- ⑬行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑭輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑮前払式証票の発行業務を行うこと。
- ⑯外国人研修生の受入に関する事業及び外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業を行うこと。
- ⑰滋賀県商工会連合会の復託を受けて新共済制度の業務を行うこと。
- ⑱全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ⑲前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名 称	高島市物産会館
所 在 地	高島市マキノ町高木浜一丁目4番地1
施設規模	構造：鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 敷地面積：696.15㎡（※商工会館含む） 建築面積：235.79㎡（※商工会館含む） 延床面積：97.84㎡（物産会館部※【全体：408.38㎡】）
施設内容	物産展示室、資料コーナー、物産研修室、資材庫
現 指 定 管 理 期 間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
募集方法	非公募

2 施設の業務等

（1）施設の運営に関する業務

- ア 物産の調査および研究に関する業務
- イ 物産の開発および振興に関する業務
- ウ 物産の展示および販売に関する業務
- エ 施設の提供に関する業務

(2) 施設および設備の維持管理に関する業務

- ア 施設および設備の保守点検に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務
- ウ その他の維持管理

(3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

- ア 組織および人員配置
- イ 施設事業計画書および管理業務収支計画書の作成
- ウ 指定管理者事業報告書の作成
- エ 物品の管理等
- オ その他

第8 監査対象とする財政援助

令和4年度および5年度において、市は次のとおり財政的援助を行うとともに、1施設の指定管理者に指定している。指定管理料の支払いはない。

1 補助金

令和4年度

	事業費	国・県補助金	対象外経費	補助対象額	市補助金
経営改善普及事業指導職員設置事業	126,991,373	95,571,540	721,757	26,369,647	14,503,000
経営改善普及事業指導事業費	16,558,778	11,372,608	869,715	3,740,852	1,843,000
地域総合振興事業費	12,849,301	0	2,982,122	7,032,459	3,448,000
一般管理事業費	4,520,550	0	77,934	4,442,616	424,000

令和5年度

	事業費	国・県補助金	対象外経費	補助対象額	市補助金
経営改善普及事業指導職員設置事業	129,068,395	96,826,195	724,908	27,735,217	13,826,000
経営改善普及事業指導事業費	17,813,550	11,917,883	873,180	4,507,207	2,253,000
地域総合振興事業費	14,567,433	0	6,257,976	7,598,558	3,793,000
一般管理事業費	4,745,052	0	150,611	4,594,441	452,000

2 指定管理

高島市物産会館（マキノ町高木浜一丁目4番地1）

3 団体に対する公金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市地域産業創造事業補助金交付要綱

第9 監査の結果

監査の結果、指定管理施設の管理運営業務については、次のとおり基本協定書に規定する内容が遵守されていなかった。また、補助金に係る出納その他関連した事務については、概ね適正に行われているものと認められたが、改善が必要な事項があるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

1 指定管理施設について

【指摘】

(1) 高島市物産会館の管理運営に関する基本協定書第14条では「本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない」となっており、市では「物産の展示および販売に関する業務」「夜間の貸し館等の管理業務」については第三者への一部業務委託を承認しているものの、それ以外については認めていない。しかしながら、商工会は週に1度しか職員を常駐させておらず、貸館に係る申請の受付、利用料の收受、日常清掃等の業務はめいどいんマキノが行っている実情があり、基本協定と乖離が生じている。

(2) 基本協定書第29条では「甲は、利用料金を乙の収入として收受させるものとする」となっているが、物産研修室の利用料はめいどいんマキノの収入となっており、協定どおりになっていない。なお、基本協定書では年度事業報告書の提出を義務付けており、報告書には利用料金の収入実績および管理経費の収支状況が添付されているが、収入に計上されている施設利用料は実際には商工会に収入されておらず、決算書上も確認できないものであり、実態との乖離が生じていた。

また、第30条において「本業務の実施に係る支出および収入を適切に管理することを目的として、本業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して、その適切な運用を図る」とされているが、利用料が商工会の収入となっていないことに加えて、電気代・水道代などの経費もめいどいんマキノの口座から支払われていることから、本業務に係る支出および収入が商工会において適切に管理されているとは言い難い状態であった。

(3) 基本協定書第12条において「乙は、本業務の実施に当たり、必要な従業員を配置する」とされており、市へ提出されている事業計画書では管理を安定して行うための体制、職員の配置計画として職員2名、勤務時間8:30～17:15とされているが、商工会職員は週に1度（毎週水曜日9:00～17:00）の配置となっており基本協定書の規定および事業計画書に記載された事項が履行されていなかった。

【意見】

指定管理者制度は、指定管理者の選定が議会の議決事項とされているなど、かつての委託管理契約方式とは大きく異なる制度となっている。物産会館の指定管理においても議会の議決を経て定められたものであるが、実態として第三者が管理運営している状況である。

また、基本協定は指定管理を任された施設の管理運営を行うにあたり、遵守すべき基本事項を示したものであるが、現状において基本協定書の内容が守られていないことは問題であり、関係者と協議の上、可及的速やかに問題の解消を図られたい。

2 補助金について

【意見】

視察研修事業において、補助対象外経費ではあるものの、親睦旅行ではないかと誤解を招きかねない支出が確認された。視察研修の一部に公費が充てられている事業においては、市民から疑念を抱かれることのないようにされたい。